

(仮 訳)

## 執行決定に関する EECS\*のデータベースからの抜粋 (X)

(2011年2月公表)

\*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

## 目 次

EECS/0111-01	金融負債の分類.....	5
EECS/0111-02	金融負債の分類.....	7
EECS/0111-03	金融負債の分類.....	9
EECS/0111-04	政府補助金.....	11
EECS/0111-05	金融商品の表示.....	13
EECS/0111-06	法人所得税.....	15
EECS/0111-07	キャッシュ・フロー計算書の分類.....	17
EECS/0111-08	無形資産.....	19
EECS/0111-09	株式報酬.....	21

(注) 本抜粋は、ESMA のウェブサイトに掲載されていた執行決定データベースの仮訳である。本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点（2011 年）では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。

本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

## はじめに

EU による決定に従い、欧州証券規制当局委員会 (CESR) は、2011 年 1 月 1 日をもって欧州証券市場監督機構 (ESMA) に組織変更した。

EU 加盟国の財務情報に係る執行者は、財務諸表の監視及びレビューを行い、それらが IFRS 及び他の適用可能な報告規定 (関係する国内法を含む) に準拠しているかどうかを検討している。

ESMA の組織内で会計問題を担当している企業報告常任委員会 (Corporate Reporting Standing Committee) の傘下にて活動する欧州執行者調整セッション (European Enforcers Coordination Sessions 以下、EECS) とは、EU 加盟国の財務情報に係る執行者のすべてが一堂に会して、IFRS の執行に関して意見交換したり、経験を議論したりするフォーラムである。EECS の主な役割は、規制市場にて有価証券が取引され、IFRS に準拠して財務諸表を作成している発行企業が公表した財務諸表に関して、EU 加盟国の独立執行者が下した決定を分析し、議論することである。

EECS は、意思決定を行うためのフォーラムではないため、EU 加盟国の執行者が検討対象事例の特定状況に対して判断、知見、経験を適用して行った決定を承認したり、拒絶したりすることはない。考慮すべき要因には、会計規定を超えた国内法の他の分野が含まれる可能性がある。したがって、関係者は、事例を読むにあたり個々の状況を慎重に考慮しなければならない。IFRS は原則主義であるため、外見上は同じように見えるが実質は異なるかもしれない無数の状況について、対処する方法は 1 つだけとは限らない。IFRS を統合的に適用するとは、IFRS によって認められる原則及び会計処理と整合していることを意味する。

執行者が行った決定は、IFRS について一般的に適用可能な解釈を提供するものではない。解釈の提供は、引き続き IFRS 解釈指針委員会 (旧 IFRIC、以下 IFRS IC) の役割である。

財務情報に係る CESR 基準書第 2 号「執行活動の調整」での提案に従い、ESMA は、IFRS の適切な適用を促進するための情報源として、個々の EECS メンバーが行った執行決定について機密データベースを作成した。同基準書に対して寄せられたパブリックコメントに応え、財務諸表の発行者及び利用者に同様の適用上の支援を提供するため、ESMA はデータベースの抜粋を公表することを確約した。

執行決定の公表により、市場の参加者には、EU 加盟国の執行者が、どのような会計処理を IFRS に準拠すると考えたか、すなわち、ある会計処理が基準書や IFRIC 解釈指針において許容される範囲内に収まっていると考えられるかが伝えられることになる。執

行決定とその決定の背景にある根拠とが公表されることにより、EU 内におけるIFRS の整合的な適用に貢献するものと考えられる。

単純又は明らかな会計上の問題を取り扱った決定、あるいはIFRS 規定の不注意による見落としを取り扱った決定は、たとえそれが制裁につながるような重要な違反であったとしても、通常は公表されない。選定の基準は上記で述べた目的を基礎とするため、市場参加者に有用なガイダンスを提供するような決定のみが公表される。

これに基づくと、執行データベースに提示されるすべての事例は、以下のような場合を除き、公表に適切であると考えられる。

- CESR から類似の決定が既に公表されており、新たなものを公表したとしても整合的な適用を促進するための実質的な価値が加わるとは考えられないもの
- たとえ重要な違反であると考えられるものであったとしても、単純な会計上の問題を取り扱った決定であるために、それ自体は会計上のメリットがないもの。
- 提示された決定を支持するというコンセンサスが、EECS 内で得られていないもの
- 特定の EU 加盟国の執行者が、確固かつ正当な理由により決定は公表されるべきではないと考えているもの

ESMAは、今後も定期的にデータベースからの抜粋の公表を続ける予定である。

番号：EECS/0111-01 金融負債の分類

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：金融負債の分類

関連する基準書：IAS 第1号

執行決定日：2010年4月26 日

#### 発行者の会計処理についての記述

1. 発行者は2010年3月に公表した、2009年12月31日終了年度の業績速報で、「非流動負債」が総負債の40%以上を占めていることを報告した。規制当局による問い合わせの結果、報告期間末日時点において、発行者が議決権を全て所有する事業子会社（完全所有子会社）が、長期借入金に関し財務制限条項（コベナント）に違反していることが明らかになった。当該子会社は借入の決済を12月31日から少なくとも12ヶ月にわたり繰り延べることのできる無条件の権利を有していなかった。
2. 2010年3月12日、当該子会社は債権者から、財務制限条項違反の結果として融資の返済を求めない旨を確認する債務免除の通知を受け取った。

#### 執行決定

3. 執行者は、発行者の当該借入金はIAS第1号「財務諸表の表示」の規定に準拠して、流動負債に表示すべきであったと判断した。

#### 執行決定の根拠

4. IAS第1号（改訂後）に従えば、負債の決済を報告期間後少なくとも12ヶ月にわたり繰り延べることのできる無条件の権利を有していない場合、企業は負債を流動負債に分類しなければならない。同基準書第74項から第76項では、長期借入金の契約条項違反による結果について以下のように記述している。

「企業が報告期間の末日以前に長期借入契約に違反し、その結果、当該債務が要求払いとなる場合には、当該債務を流動に分類する。報告期間の期末日後で財務諸表の公表が承認される前に、貸手が違反の結果として返済を要求しないことに合意した場合も同様とする。報告期間の期末日現在で、企業はその決済を同日から少なくとも12ヶ月にわたり繰り延べることのできる無条件の権利を有していないからである。」

5. 発行者の完全所有子会社は、2009年12月31日現在の個別財務諸表に基づくと、報告期間の末日時点で長期借入金契約の財務制限条項に違反していた。この違反は、同日現在の発行者の連結財政状態計算書にて報告された。この連結財政状態計算書を含む連

(仮 訳)

結財務諸表は、2010年3月に取締役会により承認された。承認の1日後、子会社は債権者から、違反の結果として返済を要求しない債務免除の通知を受け取った。

番号 EECS/0111-02 金融負債の分類

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：金融負債の分類

関連する基準書：IAS 第1号

執行決定日：2009年12月13日

発行者の会計処理についての記述

6. 2008年12月、発行者はリース会社（貸手）と2件のリース契約を締結し、リース契約期間中は特定の財務制限条項を遵守することを約束した。当該契約には、発行者が契約上の義務を履行できない場合、又は1ヶ月以内にこの債務不履行を是正できない場合、貸手は一方的にリース契約を解除できると規定されている。この場合、貸手は契約の解除前に、違約金や返済計画に基づく支払利息を含む、未払金額全額を発行者に請求できる権利を有する。
7. 2年前の2006年に、発行者の子会社は返済日が2011年11月である銀行借入を行った。借入契約の条件に従い、子会社は特定の債務の財務制限条項を遵守することを約束した。当該契約には、子会社が契約上の義務を履行できない場合、子会社は通知から10日以内に借入残高全額について返済を求められる可能性があるとして規定されている。
8. 発行者が提示した情報によると、2008年12月31日現在、発行者も子会社もそれぞれリース契約及び銀行借入契約に明記された財務制限条項を遵守していなかった。さらに、2008年11月30日時点においても、発行者は特定のリースの財務制限条項を遵守しておらず、リース契約に明記された条件に基づく違反が発生した時点から1ヶ月後、すなわち2008年12月31日時点においても依然として発行者は特定のリースの財務制限条項を遵守できていなかった。
9. 2008年の連結財務諸表において、リース会社に対する債務及び銀行借入金は、契約による返済計画に従い、流動又は非流動に分類されていたが、当該負債の大部分（総負債の38%）は非流動に分類されていた。
10. さらに、執行者は貸手から2008年12月31日現在で財務制限条項への違反を確認する通知書を受け取っていた。したがって、2008年12月31日現在、契約上の義務への違反及び関連する財務制限条項への違反が生じていることから、リース会社及び銀行は、債務の即時返済を発行者に求める権利を有していた。

執行決定

11. 執行者は、発行者が2種類の契約から生じた負債の大部分を非流動負債として表示したことは、負債を流動として分類しなければならない状況を定めたIAS第1号第60

項に準拠していないと考えた。こうした契約に関する 2008 年 12 月 31 日現在の残高はすべて、流動負債として表示されるべきであったと執行者は考えた。

#### 執行決定の根拠

12. IAS 第 1 号 (2005 年) の第 60 項では、決済期日が報告日後 12 ヶ月以内に到来する場合で、かつ企業が負債の決済を報告期間後少なくとも 12 ヶ月にわたり繰り延べることのできる無条件の権利を有していない場合、負債は流動として分類しなければならないと定めている。
13. 2008 年 12 月 31 日現在、発行者及びその子会社はそれぞれリース契約及び借入契約の条項に違反しており、また負債の決済を報告期間後少なくとも 12 ヶ月にわたり繰り延べることのできる無条件の権利を有していなかった。

番号 EECS/0111-03 金融負債の分類

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：金融負債の分類

関連する基準書：IAS 第1号

執行決定日：2010年7月1日

発行者の会計処理についての記述

14. 発行者は鉱業を営んでおり、2008年に借入れたプロジェクト・ローンにより一部調達した資金で鉱山を開発し、運営している。2008年の財務諸表及び2009年の第3四半期財務諸表まで、発行者は当該プロジェクト・ローンをIAS第1号（2008年改訂）第69項に従い、非流動負債に分類していたが、2009年度の財政状態計算書において、流動負債へ振り替えた。
15. 2009年度の財務諸表において、発行者は後発事象として、プロジェクト・ローンを金属の生産契約に基づき受領した現金によって決済した旨を開示した。その契約の下では、発行者は一定量の鉱石を契約の相手方に長期にわたり引き渡す義務を負っており、手付金を受領した。また、発行者は、契約に関連して同意書（法的拘束力なし）が2009年度末までに締結されている旨も開示した。2009年度取締役報告書において、発行者は、プロジェクト・ローンは銀行との当初の合意より早い2010年2月に返済したため、流動負債に分類したと述べた。発行者は、金属の生産契約締結時の2010年2月11日及び財務諸表の公表が承認された2010年2月23日に、証券取引所にその事実を公表した。
16. 2010年第1四半期の財務諸表において、発行者は長期の金属生産契約に基づいて受領した手付金を非流動負債として表示した。執行者は、プロジェクト・ローンを2009年度の財政状態計算書にて流動負債として分類したことを懸念した。プロジェクト・ローンを流動負債として分類した理由を尋ねた際、発行者はIFRS第7号「金融商品：開示」第31項に従い、プロジェクト・ローンを振り替えたと回答した。発行者は、このように分類することで、事業年度末時点の負債及び財政状態について真実かつ公正な概観がもたらされると考えていた。

執行決定

17. 執行者は、IFRS第7号、特に第31項は、負債の分類に対してではなく、財務諸表に開示される情報に対してのみ適用すべきだと結論付けた。したがって、同基準書は、本論点と関連性がない。さらに、執行者は、プロジェクト・ローンを流動負債に分類したことは、IAS第1号第69項に準拠していないと判断した。

## 執行決定の根拠

18. 2009年の年次財務諸表に関し、2010年2月から有効な金属生産契約は、IAS第10号「後発事象」第3項(b)に従い判断される、修正を要しない後発事象に該当していた。金属生産契約では、当該契約により受領する前受金でプロジェクト・ローン返済することは検討しておらず、当該契約は発行者による別個の決定である。
19. 発行者は、IAS第1号第69項に従いプロジェクト・ローンを非流動負債として分類できたことを認めた。IAS第1号第69項(a) - (d)では、(a) - (d)の4つの条件のうち1つでも満たす場合は、負債を流動負債として分類しなければならないとしているが、これら以外の負債はすべて非流動負債に分類しなければならない。執行者は、発行者は以下のとおりIAS第1号第69項(a) - (d)で定められる条件のうちいずれも満たしていなかったことから、2009年財政状態計算書においてプロジェクト・ローンを非流動負債として分類しなければならなかったと考えた。
- a. 当該プロジェクト・ローンは、発行者の正常営業循環期間において決済される負債 (IAS第1号第69項(a)) に該当しない。当該プロジェクト・ローンは、IAS第1号第71項に従い、長期間にわたって資金を提供する金融負債であり (すなわち、正常営業循環期間内に使用される運転資本の一部ではない)、その決済期限は報告期間後12ヶ月以内ではない。
  - b. 発行者は主に売買目的で当該プロジェクト・ローンを保有していた (IAS第1号第69項(b)) のではなく、鉱山開発の資金調達のために保有していた。
  - c. 当該プロジェクト・ローンは、報告期間後12ヶ月以内に決済予定 (IAS第1号第69項(c)) ではなかった。
  - d. 当該プロジェクト・ローンは報告期間後12ヶ月以内に決済されることになっていなかったため、発行者は負債の決済を報告期間後少なくとも12ヶ月にわたり繰り延べることのできる無条件の権利を有していた (IAS第1号第69項(d)) 。

番号 EECS/0111-04 政府補助金

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：政府補助金の分類

関連する基準書：IAS 第18号、IAS第20号

執行決定日：2010年4月26日

#### 発行者の会計処理についての記述

20. 発行者はグリーンパワー（環境にやさしい動力）の生産企業であり、特にバイオマス（生物資源）をエネルギーへと変換させる各地でのプロジェクトを数多く管理している。発行者は、選別した供給者及びパートナーと緊密に協力しながら、最終的にはプロジェクトに係る開発、建設、運営に対する責任を負うことを目的として、潜在的なバイオマス・プロジェクトを特定し、フィージビリティスタディを実行する。発行者の売上は、主に電力及びグリーン証書の販売から成る。
21. グリーン証書は、生み出された再生可能エネルギーの環境価値を表すものである。国の制度に基づき、まず発行者が生産したグリーンパワーは、その生産源を確認する第三者機関により認証を受ける。その後、発行者は、生産したグリーン電力量及び参照対象設備との比較で設備が削減したCO<sub>2</sub>排出量に応じて、またそれらに比例して、一定数のグリーン証書を受領する。グリーン証書は、四半期の生産基準に基づき、その地域の政府機関によって四半期ごとに発行者に割り当てられる。発行者は、グリーン証書を生産したエネルギーとは別個に取引することができる。
22. 供給者（必ずしも電力生産者である必要はない）から利用者に供給される電力のうち最低量は、グリーン電力でなければならない。グレイ又は「ダーティ」電力（すなわち、再生可能エネルギー源から生産されていない電力）だけを有する供給者は、グリーン証書が取引される市場又はグリーン電力生産者から直接、グリーン証書を購入することができる。発行者は、（IAS 第18号「収益」第14項の要件を満たした場合に）売上を計上しているだけで、それ以上はグリーン証書に適した会計処理に関する情報を2008年の年次財務諸表で示していない。なお、売上は長期の購入契約により固定金額で契約されている。問い合わせた結果、当該地域の政府機関との取引（グリーン証書の取得）は会計過程で認識されなかったことが確認された。さらに、報告期間の期末日時点での未販売のグリーン証書に関する会計方針についても情報は何ら開示されていなかった。

#### 執行決定

23. 執行者は、発行者に対して、基本財務諸表においてグリーン証書の取得、表示及び測定を含む適切な会計方針を決定の上、適用し、開示するよう求めた。発行者との活発な議論を行った結果、グリーン証書はIAS 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助

の開示」に従い、政府補助金として会計処理しなければならなかったことで執行者は合意した。

#### 執行決定の根拠

24. グリーン証書は、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたことの見返りとして、資源という形で政府から企業に提供される援助を表すものであるため、IAS 第 20 号第 3 項に従い、政府補助金としての要件を満たすと執行者は判断した。基準によればグリーン証書は、長期資産ではないため、収益に関する補助金に該当する。
25. グリーン証書は収益に関する補助金の要件を満たしていたことから、発行者の財務報告に多くの影響が生じた。IAS 第 20 号第 29 項によれば、地域政府から割り当てられるグリーン証書は、別個に、もしくは「その他の収益」のような一般的な科目名で包括利益計算書の貸方項目として表示するか、又は関連費用から控除して報告しなければならない。IAS 第 20 号第 39 項で求められるように、発行者は政府補助金の会計方針を開示し、受領した政府補助金の性質と範囲及びそれに付随する未履行の条件及びその他の偶発的事象について求められる追加の開示を行わなければならなかった。
26. 発行者は、グリーン証書のうち報告期間の末日までに未販売のものは、IAS 第 2 号「棚卸資産」の第 6 項(a)の「通常の事業の過程において販売を目的として保有されるもの」に該当するとの合意に至ったため、同基準書に従い、棚卸資産に含めて認識することを提案した。販売時、グリーン証書からの収益は、IAS 第 18 号に整合するように「グリーン証書の売上」として表示し、これに関連し棚卸資産に含まれるグリーン証書は売上原価の一部として製造原価に賦課する。
27. グリーン証書の会計処理に関する会計方針は、IAS 第 1 号第 117 項が規定する、発行者の財務諸表を理解するのに目的適合的な会計方針であると考えられたため、財務諸表に開示する必要があった。

番号 EECS/0111-05 金融商品の表示

事業年度：2009年6月30日

論点の分野：金融商品

関連する基準書：IAS 第32号、IAS第39号

執行決定日：2010年8月

発行者の会計処理についての記述

28. 発行者は、報告日時点において、16,794,000 貨幣単位（以下、m.u.と表記）、転換比率 0.60 の累積型転換優先株（「CCPS」）を発行していた。各 CCPS には、配当可能利益が生じた場合に、1996年7月1日から、額面金額の6%（税額控除後）に等しい一定の累積的な優先配当を受ける権利が付されており、保有者は、一定数の普通株及び劣後株に転換する選択権を有することが、2009年の発行者の財務諸表で開示されていた。当該 CCPS は 1994 年に発行されている。
29. 発行者は、当該 CCPS を複合金融商品として会計処理し、それぞれ負債部分を 3.57 百万 m.u.（そのうち 3.03 百万 m.u.を非流動負債として分類）、資本部分を 6.51 百万 m.u.で認識していた。執行者は、財務諸表から入手できる情報より、当該 CCPS は発行者が任意に償還できるものではないため、保有者に累積的配当を永久に受け取れる権利を与えているように見えるものと理解した。6%の固定の累積的優先配当が発行日時点の市場利率であったと理解すると、当初認識時の将来の債務の公正価値は、発行による受取額と等しくなるはずである。
30. 発行者は、執行者に対して、負債部分の現在価値は、当該 CCPS の発行日時点に、転換権がない点を除き類似する条件を有する債券の市場利率である 12.26%を割引率として用いて算出したものであると説明した。
31. 執行者は、当該 CCPS の負債部分は、6%の永久配当を発行時の実勢市場利率である 12.26%で割り引いて算出した現在価値に相当すると理解した。しかし、これが当てはまるとすると、永久配当の現在価値は、1株当たり 0.26 m.u.（税額控除を考慮し、 $0.60 \times 0.06 \times 0.90$ ）を 0.12263 で割り引いたもの）になると執行者は考えた。年度末において発行済株式が 16,794,000 株であったことを前提とすると、執行者は、非流動負債残高は 4.3 百万 m.u. ( $16,794,000 \times 0.26$ )になっているべきだと考えたが、実際には 3.03 百万 m.u. が非流動負債に分類されていることしか確認できなかった。
32. 負債部分について説明する際、発行者は、当該 CCPS の発行時には 2 年の配当休止期間が存在しており、この点を負債部分の当初測定には考慮したが、それ以降は考慮していないと説明した。

### 執行決定

33. 執行者は、発行者が当該 CCPS の発行時点の市場利子率を負債部分の算定に用いる決定をしたことは受け入れた。しかし、配当休止期間については、本来ならその便益をその期間に応じて振り戻されなければならなかったため、結果として、2009 年の財務諸表では、非流動負債が 1.41 百万 m.u.だけ、著しく過小計上されていたと判断した。

### 執行決定の根拠

34. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の第 47 項によれば、当初認識後、すべての金融負債を実効金利法を用いて償却原価で測定しなければならないとしている。当初の配当休止期間の便益が、その期間に応じて振り戻されなかったことから、発行者の算定した実効金利によって、検討の対象となった財務諸表の報告期間末日時点で負債が著しく過小計上される結果となった。

番号 EECS/0111-06 法人所得税

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：法人所得税に関する修正の会計処理

関連する基準書：IAS 第1号、IAS第8号、IAS第12号

執行決定日：2009年12月13日

**発行者の会計処理についての記述**

35. 発行者の年次財務報告における、税金費用の主な構成要素を示した税金に関する注記には、「過年度に係る当期税金の修正」に関する貸方項目が含まれていた。名目上の税金額と税金費用との調整表においても、「その他修正項目」及び「過年度に係る当期及び繰延税金の修正」という2つの科目が含まれていた。税金に関する注記における説明では、「認識済みの一時差異及び未払法人所得税の見直し」に関しては、連結損益計算書に純額で計上した旨が開示されていた。
36. こうした項目は、過年度の報告期間について様々な法域の税務当局によって行われた税務調査から生じる修正に関連していた。「認識済みの一時差異及び未払法人所得税の見直し」について計上された費用は、過年度の報告期間の調査が完了したこと、並びに将来期間について繰延税金資産の回収可能性が認められないことと、未払法人所得税の取り崩しの観点から2つの金額に分けられていた。発行者は、当該税務調査に関し、税務当局から罰金がかせられるとは想定しておらず、延滞利息については2009年の財務諸表に計上していると説明していた。
37. 財務報告のレビュー及び発行者に対する質問から、執行者は、税務当局の調査から生じた税金に関する修正は、発行者により見積りの変更として処理されていることを確認した。執行者は、これらの修正をIAS第8号に基づく見積りの変更ではなく、過年度の誤謬として処理すべきであったのかどうかを検討した。

**執行決定**

38. 発行者の主張を検討した結果、執行者は、税金に関する修正は見積りの変更として適切に処理されているという発行者の評価に反対はしなかった。執行者は、税金費用は、特に発行者が多く法域で営業活動をしている場合などは正しく見積ることが困難であり、税額計算は報告期間の終了後何年にもわたって税務当局の調査対象となることが多いことを考慮した。
39. しかし、繰延税金資産の認識を中止したことにより生じる金額、及び税金の支払により生じる未払法人所得税の取崩金額は、税金費用の他の要素とは異なる要素を表してい

るため、IAS 第 12 号「法人所得税」第 79 項に従い別個に開示しなければならなかったと執行者は考えた。

#### 執行決定の根拠

40. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 36 項によれば、会計上の見積りの変更の影響は、変更の生じた期間の純損益に含めて、将来に向かって認識しなければならない。IAS 第 8 号第 42 項によれば、企業は、発見された後、発行が承認される最初の 1 組の財務諸表において、比較金額について、過年度の重要な誤謬を遡及して訂正しなければならない。
41. IAS 第 8 号の第 5 項によれば、過年度の誤謬とは、財務諸表が発行に向けて承認されたときに入手可能となっており、かつ財務諸表を作成し表示するときに入手でき検討できたと合理的に予想できた信頼性の高い情報を使用しなかったか又は誤用したことにより生じた、企業の財務諸表における脱漏又は誤表示をいう。
42. 執行者は、税務調査による修正は、税法や細則、税務当局によるその他のガイドラインを正しく適用しなかったことなど、過去の報告期間において入手可能だった信頼性の高い情報を使用しなかったことによって生じたものであるかを発行者に質問した。この点に関する執行者の調査の結果、以下のことが確認された。
- a. 税務調査による修正につながった論点は、税法の違反ではなく、税務当局と交渉により一定範囲の結果が存在し得る移転価格に関する論点に主に関連していた。
  - b. 調査の結果生じた修正は、2009 年度中の税務当局との事後の詳細な交渉及び合意によるものであるが、調査は何年にもわたって行われていた。
  - c. 2008 年末では、発行者は調査から生じた論点のうち、それまでに分かっているすべてを会計処理したと思われる。
  - d. 2009 年に行われた繰延税金の修正は、2008 年の末日時点では予見不可能だったと思われる。というのも、将来の報告期間までも網羅する調査対象の変更が生じたのは 2009 年だからである。
43. その上で、執行者は、税金費用の主要な内訳を別個に開示することを求める IAS 第 12 号第 79 項の規定を考慮した。第 80 項(b)、(c)、(g)はそれぞれ、主要な内訳として、過去の期の当期税金について当期中に認識された修正、一時差異の発生と解消に係る繰延税金費用、繰延税金資産の評価減又は以前に計上した評価減の戻入により生じた繰延税金費用を挙げている。これに基づき、執行者は、税金の修正のうち一定の内訳について別個の開示が必要だったと考えた。

番号 EECS/0111-07 キャッシュ・フロー計算書における分類

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：為替換算差損のキャッシュ・フロー計算書における分類

関連する基準書：IAS第7号、IAS第21号

執行決定日：2010年7月1日

発行者の会計処理についての記述

44. 発行者は、2008年12月31日に終了する年度中に海外子会社を2社取得した。発行者の連結キャッシュ・フロー計算書では、外国為替レート変動の現金及び現金同等物への影響として711,008 m.u.の損失が計上されていた。海外子会社の取得前、発行者は外国通貨建ての現金を保有していなかったと思われた。当該期間中に取得した現金及び現金同等物の正味残高が90,960 m.u.であったことを鑑みると、報告された為替換算差損は予想以上に高い金額であると執行者は考えた。
45. また執行者は、営業損失と営業活動によるキャッシュ・アウトフローの調整表において報告されている一部の運転資本残高の変動がどのようにして算定されたのか、公表された決算書からは理解できなかった。

執行決定

46. 執行者は、当該財務諸表は、「外国為替レートの変動によって生じる未実現損益は、キャッシュ・フローではない」ことを定めたIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」第28項に準拠していないと判断した。

執行決定の根拠

47. 執行者は、まず発行者に連結キャッシュ・フロー計算書と関連する注記で報告された特定の残高がどのように決定されたのかを説明するよう求めた。発行者は、連結キャッシュ・フロー計算書で報告された金額には、海外子会社の換算替えから生じる外国為替レート変動の影響が誤って含まれてしまっていたことを認めた。その結果、営業活動によるキャッシュ・アウトフローは当初19,712 m.u.で報告されていたが、これは805,126 m.u.過小計上されており、よって2008年の財務諸表では824,838 m.u.として報告されなければならなかった。報告されていた期首及び期末の現金残高への影響はなかった。
48. IAS第7号第28項によれば、外国為替レートの変動によって生じる未実現損益は、キャッシュ・フローではない。しかし、外貨で保有又は決済される現金及び現金同等物に対する為替レートの変動による影響額は、期首と期末の現金及び現金同等物を調整するためにキャッシュ・フロー計算書において報告される。当該金額は、営業、投資及び財務活動からのキャッシュ・フローとは区別して表示され、また、キャッシュ・フロー

が期末の為替レートで報告されていると仮定した場合との差額があれば、その部分も含むことになる。

49. IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の第 32 項に定められる在外営業活動体の換算方法によれば、貨幣性及び非貨幣性の資産・負債は決算日レートで換算し、収益及び費用項目は取引日の為替レートか、期中平均レートなどの実際の取引日の為替レートに近似する平均レートを用いて換算しなければならない。すべての為替差額は、資本の部の独立の区分として計上し、在外営業活動体が処分される時点で損益計算書に振り替える。
50. 在外営業活動体の期首純資産を決算日レートで換算替えることから生じるすべての為替差額は、剰余金に直接計上する。このような為替差額は、キャッシュ・フローに対する影響がないため、連結キャッシュ・フロー計算書に含まれない。ただし、期首純資産に外貨建ての現金及び現金同等物が含まれている場合には、当該現金及び現金同等物を当期の決算日レートで換算替えることから生じる為替差額に限り、期末残高に反映させる。この換算差額は、当期の現金及び現金同等物の変動合計を算定するために、キャッシュ・フロー計算書で報告しなければならない。

番号 EECS/0111-08 無形資産

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：無形資産の開示

関連する基準書：IAS第38号

執行決定日：2009年12月13日

#### 発行者の会計処理についての記述

51. 発行者はサッカーのクラブであり、他のチームから自分のサッカーチームに選手が移籍するのに際して手数料（移籍金）を支払う。支払った移籍金は資産計上され、個々の選手との移籍契約の期間にわたり償却される。
52. 報告日において、資産計上された移籍費用は総資産の約 25%であったものの、当期の増加額は報告日時点における資産計上された移籍費用合計の約 107%を占めていた。当期の増加額の大部分は、4人の選手を獲得した際に支払った移籍金によるものであった。発行者は 2008 年の年次財務諸表では、IAS 第 38 号「無形資産」第 122 項(b)で求められる開示を全く行っていない。

#### 執行決定

53. 執行者は、企業の財務諸表上、重要性のある個々の無形資産について特定情報の開示を求める IAS 第 38 号第 122 項(b)に当該決算書は準拠していないと考えた。

#### 執行決定の根拠

54. IAS 第 38 号では、企業の財務諸表上、重要性のある無形資産について、帳簿価額や残存償却期間を開示して、説明することを求めている。問い合わせの結果、発行者は資産計上した移籍金を選手ごとに区分した年度末時点の正味帳簿価額の分析結果を執行者に提供した。正味帳簿価額は総資産の約 7%であった。
55. 発行者は、いずれの選手についても第 122 項(b)の開示が行われなかったのは以下の理由によると説明した。
- 当該情報は慎重に扱うべきものであり、他のクラブから選手を移籍させる交渉をする際に発行者の立場を不利にする可能性がある。
  - 他のクラブは開示を行っておらず、発行者の国の類似の開示規定を含む GAAP に従って決算書を作成しているクラブも開示を行っていない。
  - 最後に、発行者は、株主は資産計上された移籍金の総額のみに関心があるのであって、個々の選手ごとの金額に関心があるのではないと主張した。

56. これに対して、執行者は、慎重に扱うべき又は不利益となるかもしれない情報の開示について IAS 第 38 号は適用免除規定を定めていない点に留意した。異なるフレームワークに従い決算書を作成する非上場のクラブの報告実務との比較は、この決定と関連性はない。最後に、執行者は、IFRS は、株主だけに限定されず財務諸表の利用者すべてが必要と考える情報を基礎としていると説明した。

番号 EECS/0111-09 株式報酬

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：株式報酬

関連する基準書：IFRS第2号

執行決定日：2009年3月18日

#### 発行者の会計処理についての記述

57. 2008年2月、発行者は銀行5行と99百万m.u.の借入契約を締結した。借入は、10,000口の社債により表されており、その社債には2012年2月に予定されている新株予約権の上場の過程で権利行使可能となる、優先権のない繰上償還及び/又は、取得が可能な新株予約権が15,000,000口付されている。新株予約権は発効日から7年後までならいつでも権利行使可能である。各新株予約権には、発行者の1株を固定価格で引受又は購入できる権利が付されている。従業員が会社を退職する場合には、当該ストック・オプションを返却しなければならない。
58. 銀行との契約の一部として、発行者は、外部専門家によって算定された0.34 m.u.という価格で新株予約権を経営者に売却する手配をしないといけない。オプションの計算で用いられた主なパラメータは、配当利回り、予想ボラティリティ、リスク・フリー金利、オプションの残存期間、基礎となる株式の現在の価格、行使価格、及びオプションは4年間行使できないことから4年の制限期間に関する30%の割引(0.114 m.u.)などであった。
59. この結果、経営者が新株予約権を購入するために支払う金額と、IFRS第2号「株式報酬」に基づき発行者の連結財務諸表の資本に認識されるストック・オプションの価値との間に差額が生じる。当初認識時にオプションの公正価値を評価するにあたって発行者は4年の制限期間を考慮していないことから、これに係る割引額が差額に相当する。発行者は、IFRS第2号に従い、オプションの公正価値と新株予約権の価格との差額を費用として会計処理し、権利確定期間にわたって配分した。

#### 執行決定

60. 執行者は、株式及びストック・オプションのそれぞれの公正価値を評価する際には従業員だけに限らず、実際又は潜在的なすべての市場参加者との実際又は仮定上の取引について考慮することを求めたIFRS第2号B3項及びB10項を根拠として、発行者の会計処理を認めた。

## 執行決定の根拠

61. 執行者は、権利確定後の譲渡制限の公正価値測定に関し、IFRIC が 2006 年 11 月にアジェンダへの採用を棄却したことについて考慮した。IFRIC のアジェンダ棄却によれば、IFRS 第 2 号に基づくストック・オプションの評価では、権利確定後の制限により、知識のある自発的な市場参加者が当該株式に対して支払う価格が影響を受ける場合には、その制約についての割引を考慮しなければならない。
62. IFRIC による棄却は以下を理由とする。
- a. IFRS 第 2 号 B3 項によれば、「当該株式が権利確定日後の譲渡について制限を受けている場合には、その要因を考慮に入れなければならないが、知識ある自発的な市場参加者が当該株式に対して支払うであろう価格に、権利確定後の制約が影響を与える範囲でのみ考慮する。例えば、当該株式が厚みのある流動性の高い市場で活発に取引されている場合には、権利確定後の譲渡制限は、知識のある自発的な市場参加者が当該株式に対して支払うであろう価格に対して、(たとえあるとしても) わずかな影響しか与えないであろう。」
  - b. IFRS 第 2 号 BC168 項によれば、「目的はストック・オプションの価値を測定することであって、従業員の観点からの価値を測定することではない。」
  - c. IFRS 第 2 号 B10 項によれば、「従業員に付与されたストック・オプションについては、個々の従業員の視点からのみオプションの価値に影響する要因は、知識のある自発的な市場参加者が設定するであろう価格の見積りには関連性がない。」
63. IFRIC は、上記の項は、従業員だけに限らず、実際又は潜在的なすべての市場参加者との実際又は仮定上の取引について考慮することを求めていることに留意した。なお、市場参加者は、彼らに売出されている又は売出される可能性のある制限付き株式への投資を自発的に行う者である。
64. 本件については、株式は厚みのある流動性の高い市場で活発に取引されているため、市場参加者が 4 年の制限について株式に対し 30%の割引を受けることはまず無いと執行者は考える。このような理由から、30%の割引は発行者の経営者に与えられた優遇措置であり、よって権利確定期間にわたり会計処理しなければならない。